

総 第 1 1 7 3 号
令和元年8月27日

各 私 立 中 学 校 長 様

島根県総務部総務課長
(私学・県立大学室)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたのでお知らせいたします。

島根県総務部総務課 私学・県立大学室
TEL : 0852-22-5017
FAX : 0852-22-6168
E-mail : shigaku-kendai@pref.shimane.lg.jp